

お客様各位

協栄信用組合

「貸金庫規定」の一部改定のお知らせ

平素は格段のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当組合は、令和2年1月6日より「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、取引制限条項等を導入した預金規定等の改定を行いましたが、今般、貸金庫規定にも取引制限条項等を導入し以下の規定を追加（改正）することといたしました。

なお、規定改正日以前にお取引いただいたお客様にも、改正後の規定を適用させていただきますので、本取組の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 改正日

令和2年4月1日（水）

2. 改定内容

第11条（解約等）・・・（**下線部分を追加**）

(1) (略)

(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとします。

この場合、当組合から解約の通知があったときは直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

①～④ (略)

⑤ 貸金庫利用がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められるとき

⑥ 第11条の2第1項から第3項までのいずれかの定めにもとづく取引の制限が1年以上にわたり解消されないとき

⑦ (変更なし) ※号数繰り下げ。

以下 (略)

第11条の2（取引の制限等）・・・（**新設**）

(1) 当組合は、借主の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。借主から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、本規定にもとづく貸金庫利用の一部を制限する場合があります。

(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する借主の回答、具体的な取引の内容、借主の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定にもとづく貸金庫利用の一部を制限する場合があります。

(3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する借主は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当組合に届出た在留期間が超過した場合、本規定にもとづく貸金庫利用の一部を制限する場合があります。

(4) 前(1)から(3)に定めるいずれの取引の制限についても、借主からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。

以上